

労働安全衛生におけるジェンダー

大森 真紀

はじめに

1. 労働安全衛生政策の枠組み
 - (1) 労働安全衛生法の推移
 - (2) 「女子保護」の転換
2. 労災の性別集計
3. 労働安全衛生運動における女性像
4. 女性にとっての労災
 - (1) 労災遺族としての女性
 - (2) 労災被災者としての女性

むすび

はじめに

職業病も含めた労働災害（以下、労災）¹⁾、あるいは、その予防を目的とする労働安全衛生²⁾を対象とする研究において、労災補償を中心とする労働法分野を除けば、社会科学の貢献は必ずしも明らかではない³⁾。なによりも、労働科学や産業医学をはじめとする自然科学分野の専門的・技術的知見の重要性がきわめて大きいからではあろう⁴⁾。しかも、労働安全衛生法に基づく、非常に高度な技術的内容をもつ労働安全衛生規則も膨大な件数に上る。もちろん、社会問題として労災を捉える文献は少なくないものの、労災被災者の

1) 労働安全衛生法第2条では、「労働災害」を次のように定義している。「労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動に起因して労働者が負傷し、疾病にかけ、又は死亡すること」。

2) 別稿でも言及したが、労働安全と労働衛生は必ずしも区別できない（井上浩『労働安全衛生法詳説』改訂12版、2006年、経営書院、22-27頁）。

3) 「法律学の領域で安全衛生に関連して体系的に取り扱われた問題は、労働災害補償に関するものだけであった……災害防止という視点からの論議は全く行われていなかった」との指摘があった（松田保彦「労働災害問題研究の一視角」『日本労働協会雑誌』158号、1972年、9頁）。

4) 矢野栄二編著『雇用形態多様化と労働者の健康』（2008年、労働科学研究所）および、その改訂版に当る、矢野栄二・井上まり子編著『非正規雇用と労働者の健康』（2011年、労働科学研究所）は、非正規雇用労働者の健康問題に関する産業保健（学）として、文系と理系の統合を試みた文献といえようが、内容的な融合が十分とはいえない。また、改訂版において、非正規雇用のうち間接雇用である業務請負と派遣への偏りがみられるのは、産業保健における健康診断の意義を重視するからであろうか。

救済を求める運動団体による刊行物やジャーナリストらによる著作が目立つ⁵⁾。筆者が専攻する社会政策研究においても、労災／労働安全衛生問題の位置づけは弱いといわざるをえないがゆえに、ここに焦点を絞った検討も別途必要とされよう⁶⁾。

本稿の目的は、社会政策研究の一環として、第二次世界大戦後における、労働安全衛生政策の枠組みの確認と、“官民一体”といわれる労働安全衛生運動の中核を担う中央労働災害防止協会による刊行物の検討を通じて、労災／労働安全衛生問題についてジェンダーの視点を踏まえた批判的な見直しを試みることにある。なぜなら、社会的な性別役割分業規範と労働市場における性別職務分離によって、労災はともすれば暗黙のうちに男性の問題として受け止められる傾向が強く、女性の労災が看過されやすいからである⁷⁾。今日なお深刻な労災被災者に男性が多いという事実は重いが、女性雇用の量的および質的拡大が進行する中で、労災における性別による違いに着目する意義も少なからず認められよう。

ちなみに、管見ながら、イギリスおよび北アメリカ（アメリカ合衆国およびカナダ）などの英語圏では、女性学・女性史研究としての労災問題への取り組みがみられるが⁸⁾、日本については、そうした研究蓄積はほとんど見当たらない⁹⁾。また、欧州連合（EU）においては「ジェンダーの主流化」の一環として、職場の安全衛生に関心が向けられている¹⁰⁾。

5) 例えば、アスベスト問題についての、佐伯一麦『石の肺—アスベスト禍を追う』（2007年、新潮社）、大島秀利『アスベスト』（2011年、岩波新書）など。過労死については、熊沢誠『働きすぎに斃れて—過労死・過労自殺の語る労働史』（2010年、岩波書店）や佐久間大輔『労災・過労死の裁判』（2010年、日本評論社）のような研究もみられるが、本稿第4節で参照している支援弁護士や家族会による文献が目立つ。

6) かつては今も、社会政策分野の教科書的文献においては、散発的にしか労災／労働安全衛生問題を取り上げてこなかった。それぞれの時期によって、重要視される課題が変わることは当然でもあろうし、また、社会政策研究の対象が広範にわたるため、紙幅の制約が厳しいという事情は汲まなければならない。労災／労働安全衛生とうたわずとも、そのかわりが論じられていることもあろう。それでもなお、社会政策文献における労災／労働安全衛生問題の位置づけの弱さは否定しようもない。さらに、確認できた限りでは、過労死などを例外として、社会政策学会の大会における共通論題として労災問題が真正面から取り上げられたことはなかったようである。ましてや、後述の通り、たまたま女性被災者の多い労災が報道されることはあっても、ジェンダーの視点からの労災／労働安全衛生研究を見出すのは容易ではない。むしろ、かつての“婦人労働”研究を代表する文献においては、安全衛生が「婦人労働の保護」の一環として位置づけられているが、当時は生物学的な性差を前提とした議論であることに留意しなければならない（大河内一男・磯田進編『婦人労働』1956年、弘文堂、第四章）。

7) 三浦豊彦『労働と健康の歴史』（全7巻、1978-92年、労働科学研究所、ただし、第5巻のみ『労働と健康の戦後史』1984年）は、きわめて浩瀚な労働科学史の概説書ながら、労働者の性別について無頓着なことが惜しまれる。

8) 例えば、Karen Messing, Barbara Neis and Lucie Dumais eds., *Issues in Women's Occupational Health*, 1995, Charlottetown, Canada, Gynergy, など。イギリス女性史研究に関しては、拙稿「イギリスにおける危険業種規制と性差：過去と現在」（大東文化大学『経済論集』84号、2005年、「イギリスにおける労働安全衛生基準の形成—トマス・オリバー編『危険業種』（1902年刊）を手がかりとして」『早稲田社会科学総合研究』8巻2号、2007年、参照）。

9) そのなかで、野依智子『近代筑豊炭鉱における女性労働と家族—「家族賃金」観念と「家族イデオロギー」の形成過程』（2010年、明石書店）は貴重だが（特に第五章）、著者の関心の中心が労災に置かれているわけではない。

10) European Agency for Safety and Health at Work, *Mainstreaming gender into occupational safety and health*, 2005, Luxembourg, European Communities.

1. 労働安全衛生政策の枠組み

(1) 労働安全衛生法の推移

まず、日本における第二次世界大戦後の労働安全衛生政策の枠組みを簡単に確認しておく必要がある。日本における労働安全衛生政策は、1911（明治44）年制定の工場法に起点を持つとされるが、戦後については、労働基準法（1947年、以下、労基法）の下に定められた労働安全衛生規則がその柱となり、けい肺法（1955年）およびじん肺法（1960年）の制定を除けば、規則の改正として省令レベルでの対応がなされてきた¹¹⁾。

しかし、1972年の労働安全衛生法（以下、安衛法）成立は、労基法からの分離独立として政策的な画期をなす。のみならず、この新法は、1970年代に先進諸国において進んだとされる労働安全衛生法令の「改革」の一角を占めるという。すなわち、新しいアプローチとして、①包括的、予防的な政策態度をとること、②企業内の責任を明確化すること、③労働者の権利を認め、参加を可能とすること、④健康の精神的な側面を再認識すること、などが特徴とされる¹²⁾。ただし、日本の安衛法が、その全てを充足してきたわけではない¹³⁾。

その後、安衛法はかなり頻繁に改正を重ねてきており、これに伴う規則の改正もおびただしい。職業がん予防のための1977年改正、建設業の重点的規制を盛り込んだ80年改正、「健康管理」を「健康保持増進」に改め、メンタルヘルスケアに踏み込んだ88年改正、法の目的を「快適な作業環境」から「快適な職場環境」に改めた92年改正、過労死予防対策を課題とする96年改正などが挙げられよう¹⁴⁾。

安衛法の改正は、急速な技術革新や新たな化学物質の導入などに対する後追いの観を否めない。それでも、建設業および製造業の現場に加えて、就業構造の変化を背景に、ホワイトカラーやサービス業の職場の包摂も図ってきた。さらに、労働安全衛生からメンタルヘルスも含めた“労働者の健康”のための政策へと展開しつつある。その意味で、健康増進法（2002年）の主旨とも呼応するのである¹⁵⁾。

11) 濱口桂一郎『労働法政策』2004年、ミネルヴァ書房、229、231-235頁。ただし、1877（明治10）年の大阪府製造場取締規則の制定を起点とする見解もある（青木宗也「労働災害の現状と労働安全衛生法の問題点」『月刊労働問題増刊 労働安全衛生読本』（1975年、7頁））。

12) 嶺学・長嶺登記夫「安全衛生・労働環境に関する国際基準とその影響」秋田成就編『国際労働基準とわが国の社会法』1987年、法政大学現代法研究所、210-211頁。なお、安衛法の制定が労災死亡者数の減少に大きく貢献したとの見解がある（畠中信夫「労働安全衛生法の形成とその効果」『日本労働研究雑誌』475号、2000年）。

13) 嶺・長嶺、前掲論文、211頁。伊藤昭好「10次防から11次防へ—労働安全衛生マネジメントシステムの普及」『労働調査』462号、2008年、6頁。

14) 濱口、前掲書、237-239頁。後藤博俊「働く人の安全と健康を守るための法令の変遷」『安全衛生コンサルタント』100号、2011年、30-35頁。

15) 「健康のための社会政策」を共通論題とする社会政策学会の第123回大会（2011年10月9日、京都大学）の報告テーマは、過労死・過労自殺、メンタルヘルス、健康格差などであった。

(2) 「女子保護」の転換

ここで付言しなければならないのは、労基法に組み込まれてきたいわゆる「女子保護規定」¹⁶⁾についての政策姿勢が、1980年代半ば以降、大きく転換したことである。男女雇用機会均等法（以下、均等法）の制定（1985年）に伴い、労基法が定める「女子保護規定」のうち労働時間（時間外労働・休日労働と深夜業）に関する規定が緩和され、さらに1997年の均等法改正に際して廃止されたことはよく知られている。こうした女性に関わる労働時間規制のあり方については、すでに1950年代から企業団体による緩和要請が繰り返されており、均等法制定時における最大の争点ともなっており、世論の関心を引いた¹⁷⁾。

しかし、均等法との関連では、労働時間にとどまらず、「坑内労働の禁止」および「危険有害業務の就業制限」についても緩和されてきたことは、あまり注目もされず、また、専門家でなければ分かりにくい内容になっている¹⁸⁾。労働時間に関する規制の変更が女性雇用者全体に及ぶのに対して、坑内労働や危険有害業務としての職種・職業が限定されるからでもあるのだろう。それだけに、労働安全衛生により関わりの深い坑内労働や危険有害業務における就業規制の緩和を続行する政策動向が、労働時間の枠組み変更に比べて社会的な認知を受けにくく、労働環境の変化として十分な把握がなされないまま放置されるならば、労働安全衛生政策上の盲点になりかねないのである。

女性の坑内労働に関しては、従来の全面的な禁止から、85年の労基法改正によって、「臨時の必要のため坑内で行われる業務」が例外として認められるようになった。具体的には、女子労働基準規則が4業務を定め（①医師、②看護婦、③新聞又は出版の事業における取材の業務、④放送番組の制作のための取材の業務）、その後（94年）、「高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務」が追加された¹⁹⁾。そして、均等法の第二次改正時（2006年）に、女性の坑内労働は、例外として認められてきた5業務のほか、管理監督の業務、および遠隔操作によって行う作業員の業務が可能となったが、妊産婦の場合と遠隔操作ではない作業員の業務は禁止されている²⁰⁾。

16) 1947年制定の労基法における「女子保護規定」とは、「時間外・休日労働及び深夜業の規制、危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止、産前産後休業、育児時間、生理休暇、帰郷旅費」に関するものである（赤松良子『改訂版 詳説 男女雇用機会均等法及び労働基準法（女子関係）』1990年、女性職業財団、205頁）。なお、本稿では「女性」「男性」を原則とするが、本節においては、参照する文献との関係上、やむをえず「女子」「男子」を本文中でも使用する。

17) 赤松、前掲書、206-215頁。労働省婦人少年局『新版 男女雇用機会均等法 改正労働基準法の実務解説』1986年、労務行政研究所、第三章。

18) 均等法についての解説書が、「時間外・休日労働及び深夜業の規制」の緩和や廃止を大きく扱うのはやむをえない。しかし、坑内労働や危険有害業務に関しては、ごく簡単な説明で済ませるか、さもなければ、ひたすら専門的な規定を羅列するか、という両極端の扱いが目立つ。また、「命令」に委ねるやり方によって、労基法改正に伴う変更ばかりでなく、規則のみの改正も行われる。これらは、労働法の専門外である筆者にとって、確認が難しく、また、内容的にも理解できないことが少なくなかった。そのため、本稿では、やむをえず新聞報道などに依拠する部分がある。

19) 坂本福子『新版 解説・雇用機会均等法』1999年、学習の友社、163頁。

女性の就業が一律に禁止されてきた危険有害業務についても、均等法制定に伴う 85 年の労基法改正によって大幅に見直された。すなわち、妊産婦以外の「一般女子」については、就業を原則として認めるものの、「重量物取扱い業務」と「有毒ガスを発散する場所における業務」などに関しては、「女子の妊娠、出産機能に有害である業務」として就業が禁止された²¹⁾。さらに今年（2012 年）、危険有害業務に関する女性労働基準規則の改正が行われている²²⁾。

このように均等法制定を大きな画期として、母性保護は確保しつつも、できるだけ雇用上の男女“均等”をはかる政策方針のもとで、「女子保護規定」の見直しが進められてきた。しかし、均等法も女性の労働時間に関する労基法改正も、従来からの男性による長時間にわたる厳しい働き方をそのまま女性に求めるものであり、それに応えられない女性は、差別に甘んじるか、非正規雇用へと流れるしかない²³⁾。その意味で、労働時間に限っても、「女子保護規定」の緩和と廃止が、雇用差別の是正にどれほどの効果があったのか議論の余地がある。ましてや、坑内労働や危険有害業務については、女性の職域拡大や“均等”待遇との連動性が確かめにくい。

すでに 85 年労基法改正による危険有害業務に関する変更について中島通子らが指摘するように²⁴⁾、女性の就業を認めるに際して、それまでの男性を前提とする基準も見直すことが労働安全衛生の推進に不可欠のはずだが、そうした検討がなされたとの情報は皆無であり、ひたすら男性基準に合わせるのみが目指されている。97 年均等法改正に伴う労働時間に関する「女子保護規定」を廃止する労基法改正をめぐって、男女共通の労働時間規制の必要性が議論されたにもかかわらず、結局は実現せず、育児休業法における残業や深夜業の免除に矮小化されたといえる事態を想起せざるをえない²⁵⁾。それゆえ、女性の坑内労働や危険有害業務への就業についても、従来の安全衛生基準の点検を視野に入れつつ、慎重な検討が望まれるところである。

さらに、「女子保護規定」の変更は、これまで均等法の制定・改正に連結してきたため

20) 労働調査会編・刊『改正男女雇用機会均等法』2006 年、62-64 頁。これらを例外つきの原則禁止から例外つきの原則解禁への変更と称するにふさわしいかどうかについては、いささか疑問が残る。なぜなら、妊産婦はともかくも、坑内労働のかなりの部分を占めると推測される「掘削」や「掘採」などの作業員の業務が例外禁止だからである。今後の動向を見極める必要があろう。なお、この変更の際して、「女性の坑内労働に係る専門家会合」（2004 年設置、05 年報告書）、「母性保護に係る専門家会合」（2005 年設置、同年報告書）などが厚生労働省に設けられた（伊岐典子『女性労働政策の展開』独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下、JILPT）、2011 年、194 頁）。

21) 中島通子・中下裕子・林浩二『女子労働法の実務』1988 年、中央経済社、178-179 頁。坂本、前掲書、165-169 頁。

22) 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000027poc.html>（2012 年 5 月 8 日閲覧）。

23) 拙稿「労働政策におけるジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編著『社会政策のなかのジェンダー』第 1 章、2010 年、明石書店。

24) 中島他、前掲書、182-183 頁。

25) 拙稿、前掲、45-46 頁。

に、労働安全衛生一般とは切り離されて位置づけられがちな一方、均等法の適用や運用の実態への配慮を欠いたまま「女子保護規定」の切り詰めが政策の自己目的化しているようにも見受けられる。少なくとも、坑内労働や危険有害業務に関しては、従来の基準を精査しつつ労働安全衛生政策への統合を図ってこそ、雇用“均等”への歩をすすめることになるうし、それこそが今後の政策課題ではないだろうか。

2. 労災の性別集計

以上のような政策的枠組みのもとで、現時点で利用できる労災関連の統計としては、①死亡災害・重大災害発生状況等の概要、②労働災害動向調査、③労働安全衛生基本調査、④労働環境調査、などが挙げられるが、いずれも性別集計の不備が目立つ。例えば、執筆時点における①の最新版（平成23/2011年）では、労災による死亡・死傷者数が示されているが、業種別の分類はあるものの、性別は全く不明である。事業所調査である②は、性別に全くふれない。事業所調査と労働者個人調査から成る③の場合には、もちろん労働者に対する調査票に性別欄が設けられており、統計表では性別集計を確認できるが、「調査結果の概要」の頁では、性別が無視されている。

それでは、「女子保護規定」を担当する旧労働省婦人少年局、あるいは、現在の厚生労働省雇用均等・児童家庭局²⁶⁾による調査・資料は労災にどの程度ふれてきたのだろうか。1953（昭和28）年以降の「女子保護の概況」²⁷⁾は、当然のことながら、女子年少者労働基準規則に関わる産前産後休暇や育児時間、生理休暇などの項目で占められる。1950年代末からは、当時の女性に対する結婚退職制の実態なども時折取り上げられたが²⁸⁾、労災に関する直接的な記述は確認できなかった。

他方、1952年に始まる、やはり労働省婦人少年局による各年の「婦人労働の実情」（以下、「実情」）には、ごくわずかながら労災に関する性別集計を含む情報が記載されていた

26) 労働省婦人少年局（1947年9月設置）は、婦人局（84年）、さらに女性局（97年）と改称した後、2001年の省庁再編により厚生労働省雇用均等・児童家庭局となった（伊岐、前掲書、巻末年表）。

27) 労基法の公布（1947年）以降、女子年少者労働基準規則は、常時10人以上の女子を使用する場合、使用者に対して労働基準監督署への毎年の女子保護実施状況報告を義務づけており、1948（昭和23）年から「女子保護の概況」がまとめられていた（大羽綾子『働く女性』2002年、ドメス出版、317頁）。ただし、1952（昭和27）年の女子年少者労働基準規則改正により使用者の報告義務は廃止されるが、その後は、婦人少年局による抽出調査が継続された（労働省婦人少年局「昭和28年における女子保護の概況」1頁）。一般に参照できるのは、「昭和28年における女子保護の概況」以降のものである（『戦後婦人労働・生活調査資料集』1991-92年、クレス出版、第13-15巻、所収、以下、『戦後婦人資料集』）。確認できた限りでは、1985（昭和60）年まで「女子保護の概況」は刊行されたようである。

28) 例えば、「女子保護の概況—昭和33年」「同一昭和34年」「同一昭和37年」「同一昭和40年」「同一昭和42年」など（前掲『戦後婦人資料集』13-15巻、所収）。

時期がある。ところが、これを引き継いだ現在の「働く女性の実情」²⁹⁾には、労災への言及は全く見られない。労災についての記載が消えるのは、昭和49年版（昭和48/1973年の実情を内容とする）以降、すなわち、1972年の安衛法制定を境としていることがわかる。

「実情」における労災関係の記述は、「婦人の労働保護（状況）」の一環としてふれられることが多く、そこでもいわゆる「女子保護規定」や母性保護の実施状況についての比重が大きい。それでも最初の「実情—1952年」から「実情—昭和47（1972）年」まで、「労働衛生」として、定期健康診断の結果による性別罹病率および女子の罹病率に関する産業別統計、「労働災害」としては、性別ないし性別と年少者別（18歳未満とそれ以上）および産業別の死傷件数や発生率が、それぞれ掲載されていた。健康状態に関する「労働衛生」が事故にかかわる「労働災害」に前置されたのは、「女子は労働基準法によって一定範囲の危険有害業務を禁止されている関係上、労働災害をうける割合は男子よりはるかに少ない」からであろうが、「その災害には男子と異なった特質がみられます」とも述べている³⁰⁾。

その比較的詳しい内容を確認できる「実情—1953年」の場合、女子の死傷者数（22,000人）は男子（462,000人）に比べて少ないが、8日以上 of 休業を必要とするものの比率は女子の方がやや高率（男子65%に対して女子70%）であることから、災害の発生率自体は男子よりも低いとはいえ、女子の場合には比較的重災害が多いとも指摘する³¹⁾。女子災害は、紡績業のほか、土木事業（死亡、傷害とも）と化学工業（死亡）であることも分かる。女子の労災の原因に関するグラフに基づき、64%が作業行動であり、とりわけ「動力で運転する機械によるもの」（25%）と説明する。そして、「災害の割合は男子に比べて低くとも、女子に特有な労働災害があり、その安全教育について特別の考慮を払う必要のあることが知られます」と結んでいる³²⁾。簡潔ながら要領を得た情報提供といえよう。

また「実情—1957年」では、先の「実情—1953年」を踏襲しつつも、「最近、煙火及び火工製造、薬品製造工場等における爆発による災害が頻発し、……被害者が婦人であるばあいが多し」ことから煙火関係事情の調査をしたことがわかる³³⁾。

しかし、その後の「実情」では、罹病率および死傷災害発生状況の性別集計と短い解説

29) 「婦人労働の実情」は、その後、省内資料としては平成5年版から「働く女性の実情」に改称された。しかも、市販版については、さらに「女性労働白書」（平成10年版から）、「女性労働の分析」（平成17年版から）と変更されてきた。

30) 労働省婦人少年局「婦人労働の実情—1953年」（1953年）39頁。

31) 同上、39頁。

32) 同上、41頁。

33) 「婦人労働の実情—1957年」（1958年）56-57頁。労働省婦人少年局「煙火製造事業場の調査について」（1958年、前掲『戦後婦人資料集』第6巻、所収）。67事業所を対象とした、この調査によれば、女子労働者の比率は約70%、8件の災害事例が挙げられている。

文に終始するようになり、前述のように昭和49年版からは見られなくなる。しかも、その昭和49年版から50年版までの3年間のみについて、それまでなかった「労働災害補償保険」に関する記述が含まれ、「障害補償給付の支給される身体障害の障害等級については女子の外ほかに著しい醜状を残すものは、……女子に対する給付を厚くする措置がとられている」³⁴⁾との解説が付された。

安衛法の成立によって、婦人少年局の担当範囲は、それまで以上に女子年少者労働基準規則に明記される事項に限定され、労災問題が扱いにくくなったのではないかと推測される。その推測が当たっているとすれば、まことに皮肉といわざるをえない。

もっとも、労働省婦人少年局は、1950年代から70年代にかけて業種別・職種別に様々な実態調査を行っており、その中で労災問題にふれていないとは限らない。また、重量物取扱作業や疲労に関する調査もないわけではないが³⁵⁾、後述の労災遺族に関するものを除けば、労災関連の資料は見出しにくいのである。

3. 労働安全衛生運動における女性像

日本における労災／労働安全衛生を論じようとする時にとまどうのは、“官民一体”化した労災防止運動を支える団体が存在し、その刊行物がひととき高い比重を占めていることである。中央労働災害防止協会（以下、中災防）は、1964年、「労働災害防止団体等に関する法律」に基づいて、全日本産業安全連合会（全安連、1953年、社団法人として結成、ただし、その前身である産業安全協会は46年結成）と全国労働衛生協会（全衛協、1959年結成、翌年社団法人認可、ただし、その前身の全国衛生管理協議会は49年結成）とを吸収して成立した³⁶⁾。中災防は、業種団体等を会員とし、「事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図り、労働災害を絶滅することを目的」³⁷⁾としながらも、法に基づく設立であることから、行政との強い結びつきがうかがわれる。のみならず、安衛法の制定に際して、64年の法律から労災防止団体の設立根拠以外の部分に移された事実は³⁸⁾、「わが国の安全衛生運動の底流をなしている“官民一体”あるい

34) 「婦人労働の実情—昭和49年」(1975年)23頁。ちなみに、2010年、労災で顔を負傷した男性が、女性よりも補償が低いのは憲法に反するとして訴えた裁判で、京都地裁がこれを認める判決を出したことから、2011年、厚生労働省は労災保険法施行規則を改正した（『日本経済新聞』2010年5月28日付、「朝日新聞」2011年1月28日付）。ただし、補償算定の基礎についての性別格差は問われておらず、こうした問題は逸失利益の性別格差問題にも通じる。

35) 「女子の重量物取扱作業に関する調査」(1952年)、「女子の重量物取扱作業に関する実験」(1955年)、「紡績婦人労働者の深夜業に関する調査」(1953年)など（前掲『戦後婦人資料集』第6巻、所収）。なお、「婦人少年局月報」(1948年10月1日)によれば、新潟県で、重量物運搬規制によって解雇される婦人沖仲士たちを他の仕事に転換させた事例があるという（伊岐、前掲書、31頁）。

36) 中央労働災害防止協会編・刊『安全衛生運動史—安全専一から100年』(以下、『100年史』)2011年、第3章。

37) 中央労働災害防止協会ホームページ <http://www.jisha.or.jp> (2012年9月5日閲覧)。

は“行政主導型”のゆき方³⁹⁾をよく物語る⁴⁰⁾。中災防は、設立から10年おきの団体史に加えて、日本の安全衛生運動史(50年史、70年史、100年史)を刊行しており、後者は、中災防以前の時期も含めた、労災に関する通史的な概観に役立つ、他に類をみない文献となっている⁴¹⁾。もちろん、“官民一体”の特質を踏まえての読み込みが必要であることはいうまでもない。

なお、今日では法律名も労働安全衛生をうたい、また、「はじめに」の注に示したように、安全と衛生との区分は必ずしも適切ではないが、第二次世界大戦後しばらくの間、行政としては労働安全と労働衛生とをかなり別建てに捉えていたように見受けられる⁴²⁾。そのためか、全安連による「産業安全年鑑」(1953年発刊)は中災防が引き継ぐが(1965年以降)、現在の「安全衛生年鑑」に改称されるのは1985年と遅い⁴³⁾。従って、特に全安連時代の「産業安全年鑑」は安全中心とみられ、後述のように、女性の労災が衛生とのかかわりが強い傾向とも相まって、なおさら女性の労災状況の把握には適さないといえよう。

こうした状況を確認のうえ、本稿でとりわけ指摘したいのは、それらのいずれの刊行物においても、本文での女性への言及がきわめて少ないにもかかわらず、そこに掲載された写真やポスターには、女性の姿が少なからず見出されるというアンバランスである。

例えば、1950年代については、「安全週間に一役買ったミス東京」(1950年)の写真や作業着姿の女性の姿を描いた第1回労働衛生週間のポスター(1950年)⁴⁴⁾、あるいは、「産業安全年鑑」冒頭のグラビアに収められた懸賞応募ポスターの文言「妻子の笑顔に送られ今日も安全」(昭和33/1958年版)、「お父さんのおみやげ 安全」(昭和34/1959年版)などがある。60年代末の「産業安全年鑑」でも、「主な出来事」として「職場に婦人の進出目立つ」との説明文を付した写真を掲載する一方で、「災害ゼロにひと役買う主婦たち」や「主婦たちの工場見学」の写真も含まれる(昭和44/1969年版)。

38) 後藤、前掲論文、26頁。その結果、64年の法律は「労働災害防止団体法」となる。

39) 中災防『100年史』267頁。

40) 日本における労働安全運動は、工場法制定(1911年)とほぼ同じ時期(1912年)に始まるとされる。当初は個別企業での試みだったが、1925(大正14)年には、工場法を管轄する内務省社会局内に産業福利協会が設置されるに至る。各地の工業主団体を会員とする官製の労働安全団体であった。引用部分は、そうした前史も含めての指摘である(中災防『100年史』第1章)。

41) 団体史として、中災防編・刊『グラフィック安全衛生この十年—快適職場への道』(1974年)、『中央労働災害防止協会二十年史』(1984年)、『30年のあゆみ—明日の安全と健康を切り拓く中災防(本編・資料編)』(1994年)、『40年のあゆみ』(2004年)。安全衛生運動史として、中災防編・刊『日本の安全衛生運動—五十年の回顧と展望』(1971年)、『安全衛生運動史—労働保護から快適職場への七〇年』(1984年)、前掲『安全衛生運動史—安全専一から100年』(2011年)。50年史に、それ以降の時期について加筆して70年史、同様に100年史が作成されているため、本稿の執筆に際しては主に『100年史』を参照した。

42) 中災防『100年史』281-295頁。労働省は、衛生管理者制度を発足させ(1947年)、安全週間とは別に労働衛生週間を実施した(1950年)。全安連と全衛協の並立も前述の通りである。

43) 全安連の月刊誌『安全』(1958年発刊)と全衛協の月刊誌『労働衛生』(1960年発刊)も中災防に引き継がれ、その後、『働く人の安全と健康』(2000-05年)、さらに『安全と健康』(06年以降)と雑誌名を改めている。

44) 中災防『100年史』231頁、281頁。

その後、電算機の“キーパンチャー病”への関心から、パンチ作業中の女性の写真が挿みこまれたり⁴⁵⁾、女性による組立作業や⁴⁶⁾、「働くパートの主婦」の写真も⁴⁷⁾散見されるようにはなるが、70年代半ばにいたっても、全国労働安全週間のポスターには若い女性のポートレート風の姿が使われていた⁴⁸⁾。のみならず、90年代半ば以降には、「事業推進活動」として、売出し中の若い女性タレントたちを大々的に起用するに至るのである⁴⁹⁾。

他方で、「産業安全年鑑」に、わずか1-2頁ではあれ、創刊時から掲載されてきた性別・年少者別労災統計（死傷災害発生状況）は、女性雇用者の増加にもかかわらず、昭和49（1974）年版以降、先の労働省「婦人労働の実情」の場合と歩調を合わせて、消えてしまう。安衛法の施行を広報するポスターは、作業帽を被った若い女性と、その肩に手を置き、ヘルメットを着用して、前方を力強く指さす男性との組み合わせになっている⁵⁰⁾。働く男女労働者の構図は新鮮ではあるものの、女性は添え物の観を免れない。さらに、1990年の労災防止啓発ポスターは、「怖いお父さんでも居てほしい」と涙を流す（男児ではなく）女兒の写真を使うのである⁵¹⁾。

男性への働きかけを狙って、ポスターが若い女性や女兒を登場させるばかりではない。「5,500人の全員集会で決意表明をする女子従業員」の写真や⁵²⁾、全国産業安全衛生大会で「発言する”女性たち”」の写真についても⁵³⁾、そうした写真がわざわざ撮られ、しかも、選択されて掲載されたことは、女性の労働安全衛生運動への関与をことさらに大きく取り上げることによる男性への働きかけ効果を期待しているといえないだろうか。

日本の労働安全衛生運動を取り仕切る中災防の刊行物から読み取れる女性像は、労災の当事者たりうる女性たちというよりも、男性の安全衛生意識を向上させる働きかけの手段としての位置づけがきわめて強いのである。のみならず、ポスターに若い女性の姿を使うこと自体、中高年女性の就労を隠して主婦としての女性役割規範を暗示し、男性の背後に、女兒も含めた家族としての女性の存在を想定していることをうかがわせるのである。

45) 同上、300頁、403頁、449頁、「産業安全年鑑」昭和45（1970）年版、グラビア。

46) 中災防『100年史』416頁、435頁。

47) 同上、443頁。

48) 「産業安全年鑑」昭和50（1975）年版、昭和51（1976）年版、いずれもグラビア。

49) これについて「いかに売れるポスターを作るかに知恵を絞」り、「なかなかの人选だったと担当者は自負している」と自慢げに語るにいたっては、目的と手段の転倒も甚だしい（中災防『40年の歩み』58-59頁）。

50) 中災防『100年史』379頁。

51) 同上、492頁。

52) 同上、339頁。

53) 「産業安全年鑑」昭和45（1970）年版、グラビア。

4. 女性にとっての労災

(1) 労災遺族としての女性

労災被災者の性別を調べようとするなり気づかされるのは、文献や統計における女性の不在と偏在である。しかも、労災の被災者としてよりも、労災遺族としての妻である女性の存在の方が、はるかに大きく浮かび上がってくる。

まず、労働省婦人少年局による「婦人労働資料」には、「労働災害遺族の生活実態に関する調査」（1969年／No. 51）および「労働者家族の福祉に関する調査」（1970年／No. 56）という2つの労災遺族の生活実態調査が含まれている。それ以前にも、それ以降にも、類似の調査が見当たらないにもかかわらず⁵⁴⁾、2年続けてこうした調査が実施されたのは、核家族のもとでの性別役割分業規範が社会的に浸透した時代を反映していると説明することも可能であろう。

とりわけ1980年代以降、社会問題として大きく注目されるようになった過労死・過労自殺において、被災者は圧倒的に夫・父・息子である男性たち、遺族となるのは、その多くが妻である女性たちであった。それは、『「過労死」と妻たち』（中生加康夫著、1989年）、『過労死110番一夫が倒れたとき・倒れないために』（大阪過労死問題連絡会著、1989年）、『日本は幸福か—過労死・残された50人の妻たちの手記』（全国過労死を考える家族の会編、1991年）などの書名からもうかがえる。また、男性本人よりも配偶者たる女性たちからの相談が多いという事実もある⁵⁵⁾。労災被災者の家族や遺族にとっての苦境は、生活の経済的基盤のみの問題ではむろんないが、男性が担う経済的家族扶養責任が重視されがちな傾向と、過労死の予防について、暗黙のうちに妻たちの“内助の功”を期待する姿勢が透けてくる。

その後、「最近になって、女性労働者の過労死にかんする相談が増えつつあり、その職種も……広がってきている」⁵⁶⁾という指摘も見られるようにはなったが、具体的な件数の動向はわかりにくい⁵⁷⁾。上記の文献で紹介される過労死の例はほとんどが男性であって、女性の例は数件しか見出せなかった⁵⁸⁾。ただし、近年のマスコミ報道によれば、保育士

54) 「婦人労働資料」において、これら2つの調査以外に労災に関わるものとしては、前掲「煙火製造事業場の調査について」を除いて、「働く婦人の衛生管理について」（1953年／No. 26）のみである。

55) 過労死弁護団全国連絡会議編『過労死：国際版』（1990年、窓社）、8頁。

56) 同上、8頁。全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か』（1991年、教育史料出版会、300頁）にも同様の記述が見られる。

57) 佐久間、前掲書では、様々に分類された訴訟や判例の一覧表が含まれるが、性別が分かるものとそうでないものが混在する。

58) 前掲『日本は幸福か』に掲載された55件の手記のうち、夫の死亡43件、息子7件、父1件に対し、妻の死亡2件、娘1件であった。このうち、娘の死亡1件は、前掲『過労死：国際版』第2部に挙げられている女性事例、および、熊沢『働きすぎに斃れて』における唯一の女性事例と同一である。

(2006年)、看護師(2008年)、ケアマネジャー(2008年)、中学校教諭(2010年)、小学校教諭(2011年)、飲食店チェーンの社員、システムエンジニア、自治体職員(2012年)であった女性たちの過労疾病や過労自殺が労災認定されたり、損害賠償の対象となっている⁵⁹⁾。

また、アスベスト(石綿)被害については、工場近隣の住民に及ぶだけでなく、アスベストを直接扱っていた夫の作業服を洗濯した「専業主婦」が、死亡後に石綿健康被害救済法による救済認定を受けた事例がある⁶⁰⁾。アスベスト被害は潜伏期間が長いために、労災認定自体が容易ではないが、夫の仕事を通じての家族の曝露は、きわめて証明が難しく、また、気づかれにくい。さらに最近では、医療用手袋に粉末アスベストを含むタルクが使われていたとして、准看護師であった女性の労災申請が認められた⁶¹⁾。アスベスト労災の被害が男性に限らないことを銘記しなければならない。

(2) 労災被災者としての女性

労災の歴史的記述の冒頭には、しばしば繊維産業に働く女工たちの事例が挙げられる。しかしながら、それは形式的な接頭辞のような扱いにとどまり、女性たちの姿は、重大事故の犠牲となった男性たちの陰に隠れてしまう。中災防の刊行物が労災被災者としての女性の把握にふさわしくないことは既に指摘した通りだが、ほかの手がかりが見出しにくい以上、さしあたり、それらに基づき、若干の補足資料を得て、女性たちの労災の事例を拾い出してみよう。

1950年代には、日本経済の復興とともに労災の発生も増加する傾向にあったが⁶²⁾、繊維産業以外の女性被災者の例として、最も知られているのは、50年代末に起きたベンゼン中毒であろう。大阪や東京のハップサンダル製造に従事していた女性たちに貧血などの症状が多発し、死者も出たことから騒ぎとなり、ベンゼンを溶剤とする接着剤の使用が原因であることが明らかになったのである。もっとも、添付された写真および「主婦たち」という言葉で女性であることが確認できる場合もあるが、「作業員」「患者」という説明から、性別がわかりかねる記述も散見される⁶³⁾。この件をきっかけにベンゼン含有のゴムの

59) 「日本経済新聞」2006年9月20日付、2008年10月18日付、「朝日新聞」2009年6月22日付、2010年3月30日付、共同通信2011年12月15日、2012年2月21日、10月11日、10月24日(共同通信を情報源とするJILPTによる「メールマガジン労働情報」からの入手)。中学校教諭については夫による訴訟、ケアマネジャー以外のほかの5人の女性の場合は、いずれも20歳代から30歳代はじめと若く(1人については年齢不明)、両親による申請や訴訟であった。過労疾病のケアマネジャーの女性は、08年に労災認定を受けた後、09年に本人と息子による損害賠償訴訟の提起についての報道である。

60) 「日本経済新聞」2008年3月17日付。

61) 「日本経済新聞」2012年8月27日付。

62) 「産業安全年鑑」昭和32(1957)年版、3頁。

63) 中災防編・刊『目で見える職業病と労働環境』(以下、『職業病』)2011年、180-182頁。『100年史』411-412頁。労働省労働基準局編『労働基準行政50年の回顧』(以下、『50年の回顧』)1997年、日

りが有害物に指定され、有機溶剤中毒予防規則（1960年）の策定にまで至った。発がん性物質としての対応はさらに後年のことである⁶⁴⁾。

1950年代後半には、電子計算機の導入に伴う膨大な反復作業であるキーパンチ作業が女性の仕事とされたために、腱鞘炎や頸肩腕障害などを患う女性が続出した。労働省は「キーパンチャー障害の予防対策について」（1962年）や「キーパンチャーの作業管理について」（1964年）を相次いで発表した⁶⁵⁾、同様の症状はキーパンチャーに限らず、女性たちの間に広く及んでいた⁶⁶⁾。

さらに1970年代後半に入ると、マイクロエレクトロニクス（ME）技術に基づく、いわゆる「オフィス・オートメーション（OA）化」が進み、これも当時は女性の仕事として、VDT（Visual Display Terminals）作業の従事者が増えた。その健康への影響が論じられるようになったため、労働省は「VDT作業における労働衛生管理のあり方」（1984年）、「VDT作業のための労働衛生上の指針について」（1985年）をガイドラインとして出した⁶⁷⁾。少なくとも「ME化」といわれた時期には、OA化に関する健康上の問題は女性に偏り、男性については産業用ロボットによる事故の方が問題視されていた⁶⁸⁾。それでも、他の事例に比べれば、OA化に伴う女性の労災問題として認識され、研究文献も多いのが特徴である⁶⁹⁾。もっとも、中災防編『目で見える職業病と労働環境』におけるVDT作業の写真は、むしろ男性の方が多い。ところが、作業条件を示すイラストには女性が使われているのである⁷⁰⁾。ただし、1990年代以降のIT（情報技術）の進展がパーソナルコンピューターを職場に普及させて、端末操作は性別を問わない作業に変わってきた。厚生労働省によるガイドラインも改定されている（「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」2002年⁷¹⁾）。

このほか、中災防編『目で見える職業病と労働環境』（2011年）において、圧倒的もしくは相対的に女性が多い仕事として挙げうるのは、ゴルフ場のキャディ職、調理職、介護職などである。例えば、キャディ職の場合、当初はカートもなく、重いゴルフバックを担い

本労務研究会、358-359頁。

64) 後藤、前掲論文、25頁。三浦『労働と健康の戦後史』、244-253頁。

65) 中災防『職業病』197-198頁、巻末年表325-326頁。

66) 労働省『50年の回顧』397-398頁。三浦、前掲書、330-389頁。

67) 中災防『職業病』199頁。

68) 産業用ロボットに関する労働安全衛生規則（1983年）、産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針（1983年）（『産業安全年鑑』昭和58（1983）年版、21-23頁）。

69) さしあたり、松成義衛「事務機械化とその労働者への影響」『日本労働協会雑誌』1巻9号、1959年、河越重任「事務合理化と新しい職業病」『季刊労働法』86号、1972年、同「事務合理化とオフィス労働者の職業病」『労働法学研究会報』989号、1973年、同「頸腕・腰痛の認定基準と労災法理の問題点」『労働法学研究会報』1032号、1974年、涌田宏昭「OA化による労働環境の変化と企業の新局面」、名和小太郎「オフィス・オートメーションは女子の職場を変える」『季刊労働法』129号、1983年、木村愛子「OA化と働く女性の意識」『季刊労働法』134号、1984年、同「VDT作業に関連する健康障害と予防措置」『季刊労働法』138号、1985年、など。

70) 中災防『職業病』200-202頁。

71) 同上、199頁。

で長い距離を歩行しなければならず、競技中の危険も大きいことから、しばしば労災が発生した。また、芝生に散布された農薬の吸引も問題であった⁷²⁾。

「産業安全年鑑」の概説が初めて第三次産業の労災を取り上げるのは昭和 54 (1979) 年版である。「第三次産業における労働災害防止対策の推進」がうたわれるのは昭和 59 (1984) 年版からであり、「第三次産業における死亡災害の発生状況」の集計表の掲載は平成 2 (1990) 年版以降となる。ただし、清掃業・ビル管理業の労災 (例えば、ごみ収集車による死亡災害の多発)⁷³⁾などの男性職に注目しており、女性が多い介護職への言及は 2000 年代に入ってからであった⁷⁴⁾。

最後に、メンタルヘルス対策の一環として、職場のセクシュアル・ハラスメントによるうつ病などの精神障害に対する労災認定について、ようやく動き出した行政の動きにふれておきたい。セクシュアル・ハラスメントの認定が難しいうえ、これによる精神障害について労災認定を受けるのは、いっそう困難となる。1990 年代末から、ストレスによる労災認定の「判断指針」にセクシュアル・ハラスメント被害を含めており、厚生労働省からの通知も出されたが、労災認定されにくい状態は続いていた。そのため、2011 年、精神障害等の労災認定に係る専門検討会 (2010 年設置) のもとに「セクシュアルハラスメント事案に係る分科会」も設けられ、その報告内容は専門検討会報告書 (2011 年) にも受け入れられた⁷⁵⁾。すなわち、「業務による心理的負荷の評価」において、「『セクシュアルハラスメントを受けた』という出来事を『対人関係のトラブル』という類型から分離し独立した類型とする」ことにより、セクシュアル・ハラスメントによる労災認定に資するという⁷⁶⁾。日本においてセクシュアル・ハラスメントという言葉が人口に膾炙するようになってから労災認定基準の確立まで、20 年もの時間を要したのである。

むすび

改めて確認するまでもなく、労災を予防する労働安全衛生のための措置は、性別を問わず、労働基準の一環として、社会政策に組み込まれるべきものである。しかし、労働市場における性別職務分離が著しく、また、就労のあり方を大きく左右する職場以外の生活環境やそこでの役割規範が性別によって異なる以上、労災の現れ方も当然同じにはならない。だからこそ、予防のためにも、労災に関する統計をはじめとする情報に性別の分類を必須とするはずである。

72) 同上、220-223 頁。

73) 「安全衛生年鑑」昭和 61 (1986) 年版、9 頁。

74) 「安全衛生年鑑」平成 16 (2004) 年版、11、28 頁。

75) 厚生労働省・精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会「報告書」2011 年、同専門検討会セクシュアルハラスメント事案に係る分科会「報告書」2011 年。

76) 同上、専門検討会「報告書」11 頁。「日本経済新聞」2011 年 10 月 22 日付。

本稿でみてきたように、女性の労災としては、事故というよりも、職業病など労働衛生上の問題とされる事例が多い傾向は確かに認められる⁷⁷⁾。しかし、それ故に、それらが重大事故による被災ほど重視されないとすれば、予防上の不備にもつながりやすい。いわゆる「女子保護規定」の緩和が継続されるなら、なおさらのこと、性別情報が、性別職務分離の強化のためではなく、今後の雇用“均等”を支える基盤として活用されるべく、労災／労働安全衛生問題に対するジェンダー視点からの見直しが必要とされるのである⁷⁸⁾。そうした見直しなくして、労働安全衛生における「労働者の参画」の実現は望みようもない⁷⁹⁾。

77) 女性労働裁判の事例集でも、労災関係は職業病が大半を占める（赤松良子編『解説 女子労働判例』1976年、学陽書房、大脇雅子・中野麻美・林陽子『働く女たちの裁判』1996年、学陽書房）。

78) なお、1990年代以降、外国人労働者の労災に関する文献が刊行されてきたが、やはり男性被災者が多く、性別による違いにはあまり注意が払われていないように見受けられる（例えば、全国労働安全衛生センター連絡会議編『外国人労働者の労災白書 92年版』1992年、海風書房（刊）／現代書館（発売）、など）。ただし、天明佳臣編著『外国人労働者と労働災害』（1991年、海風書房／現代書館）第六章にまとめられた事例一覧には、性別が明記され、42件のうち女性の事例は1件のみである。

79) 職場の労働安全衛生委員会の性別比率についても、もっと関心が向けられる必要があろう。

